

職場の受動喫煙防止対策説明会のご案内（厚生労働省委託事業）

～ 2020年「受動喫煙の無い職場の実現」に向け 法令改正（健康増進法含む）等について～

主催 （一社）日本労働安全衛生コンサルタント会
後援 千葉労働局

平成27年6月1日に施行された労働安全衛生法の一部の改正により、職場における受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となり、各々の事業場は、実態把握を行い、その結果に基づく最も効果的な措置を講ずることが求められました。そして、来年の4月1日からは改正健康増進法(平成30年7月成立)の全面施行により一部を除き屋内原則禁煙（所定の条件に適合すれば各種喫煙室の設置可）となり、違反すると罰則の対象となりました。また、中小企業事業主に対しては受動喫煙防止対策助成金制度も整備されています。

これらも踏まえて「職場の受動喫煙防止対策」を具体的に進めるための情報を提供するために「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

開催日時 令和元年10月7日（月） 13時30分 から16時00分

会場 千葉県教育会館 203会議室

<http://chibaken-kaikan.or.jp/>

〒260-0013 千葉県千葉市 中央区中央4丁目13-10

Tel. 043-227-6141

定員 100名

対象 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者 等

内容

- ① 受動喫煙による健康への有害性
- ② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
- ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度（助成金など）の説明
（千葉労働局専門官が講義）
- ④ 受動喫煙防止対策の事例紹介、話題提供。

配付資料 標記ガイドブック、リーフレット等

参加費 無料（テキスト等配付資料を含む）

申込期限 9月30日（月）

（ただし定員に達し次第受け終了）

参加要領 事業所名、参加者名、電話番号を

下記の枠内に記載してファックス送信。

または、下記メールアドレス宛にメール送信。

主催：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部

後援：千葉労働局

注）千葉県教育会館に駐車場はありますが有料です。



職場の受動喫煙防止対策説明会 出席申込書

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 千葉支部

Fax: 043-306-1418

Tel. 043-306-1417

メールアドレス: aneicon-chiba@cosmos.ocn.ne.jp

10月7日(月)の説明会に出席します。

ご所属		電話番号	
所在地	〒		
お名前		部署名・役職	